

豊川市特別職報酬等審議会 議事録（第1回）

1 日 時 令和2年11月24日（火）午前10時～午前11時40分

2 場 所 豊川市役所 本庁舎3階 本34会議室

3 出席者 【委員】

| | |
|--------------|-------------------|
| 権田 晃範 委員（会長） | 伊藤 憲男 委員（会長職務代理者） |
| 小野 泰裕 委員 | 柿野 美智代 委員 |
| 上澤 勉 委員 | 神谷 美也子 委員 |
| 河合 美恵子 委員 | 酒井 雅喜 委員 |
| 塚越 京子 委員 | |

4 議題の審議

事務局：〈これまでの審議会の開催経緯の説明〉
〈議事録の作成及び公表についての説明〉

事務局：〈資料の説明〉

会 長：ありがとうございます。事務局より、これまでの経緯、県内における各市の状況の比較等、資料の説明をいただいたところでございます。おそらく皆さんの方からも、説明を聞いた中で、もう少し知りたい点もあるのではないかと思いますので、何かご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、まずは私からお伺いしたいと思います。

月例給については平成22年4月1日以降据え置きとの判断で進めていますが、年収は増加しているとの話でした。その要因について教えてください。

事務局：年収総額といたしましては、月額給料及び手当の合計額となり、月額の給料は据え置かれていますが、期末手当の金額が増加していることによるものです。

委 員：以前の会議において、特別職の給料や報酬は業務の特殊性が大きな要因であると聞いています。過去において経済状況が現在と同じような状況というリーマンショックが思い出されますが、その時の審議会においてどのような方針を出したのか確認させてください。

事務局：資料の4、5ページをご参照ください。リーマンショックがあったのが平成20年となります。その時の経済状況、人事院勧告、先ほど委員からありました業務の特殊性も踏まえ、平成20年度は据え置きとしました。

翌平成21年度に、通常隔年開催となっております審議会を平成20年度に引き続き開催し、経済状況及び人事院勧告を踏まえ、0.3%引き下げの答申を行っております。

委 員：今回の会議で決定するというよりも、経済状況も見ながらまた来年会議が

開催される可能性があると考えてもよろしいですか。

事務局： 基本的には市長からの諮問により審議会が設置され、委員さんに意見をいただくものであり、この場で決定して進めるものではありません。

平成20年度の答申において、基本的には隔年で実施されている審議会について、「このような状況が続く限り、さらに短い周期で開催し答申を行っていくことが必要である。」との答申が出されたので、翌年も開催となった経緯があります。

適切な答申を行っていくうえでの貴重なご意見として賜ります。

委員： 今回の特別職の賞与は人事院勧告を踏まえ、0.05か月分を減額する条例改正案を議会に提案し、議決を経て減額する予定がされているという説明でした。

特別職の賞与は民間の経済状況を踏まえ、民間の水準によって決まるといってありますが、当然特別職の給料についても民間準拠ということは考えなければいけません。経済状況という要素はこのコロナ渦において、大変重要な意味を持つてくると思っています。

市民が納得しないような審議会の結論を出すことはできません。民間の経済状況を踏まえると、市でいえば今年度の決算がどうなるのかがポイントです。コロナ対応における様々な支出の増加がありますが、令和2年度の決算状況が重要な意味を持つてくるため、この時期の審議だけで判断を行うことは難しいと考えます。

会長： 確認ですが、20ページにおける人事院勧告の状況について、期末手当が0.05か月分については引き下げ、月額給料については据え置きということであるがよろしかったでしょうか。

事務局： はい。

会長： 様々な産業においてコロナ渦により、影響が出ている事は間違いないと思われませんが、先ほど言われたリーマンショックの時には、例年であれば隔年開催であった審議会が、翌年も引き続き開催となったという説明がありました。今回の状況がどのような結果をもたらすのか、令和2年度の決算がどのような結果で現れるのかといった点について、これまでに経験したことのないような数字が出てくることもありうるかと思っています。

事務局： 人事院勧告の補足説明ですが、人事院勧告の月例給に関する調査時点が4月時点であり、まだコロナの影響が限定的なタイミングのものと思われるという点について、補足いたします。

会長： 例年なら8月いっぱいに出される人事院勧告が、10月に2回に分けて実施されたということですが、今年が異例な状況であったということですね。

事務局： 通常であれば、月例給及び期末手当について並行して調査を行い、同時に勧告を行うのですが、期末手当を先行して調査したことにより、2回に分けて発表することとなったと聞いております。

委員： 特別職の方の給料及び報酬について、それぞれが各場面において市民に対して最大限の努力を払ったことに対しては、適切な給料及び報酬が支払わ

れるべきであると考えています。

しかしながら、現在の経済状況を踏まえる中で市民と負担を分かちあっているというメッセージを発信すべきであると考えます。

特別職に限ったお話ではないことを前提とすると、月額給与を減少となると生活への影響を及ぼすことが想定されるので慎重な判断が必要であるが、何らかの形で減額を行うということが必要と思われま

委員： 人事院勧告により一般職及び特別職の期末手当を 0.05 か月分引き下げる決定はどこで行うのですか。

事務局： 12 月市議会で行うこととなります。

委員： 審議会の意見とは別に、勧告にならって 0.05 か月分下げるという条例改正を行うという認識でよいですか。

事務局： そうです。

委員： 平成 22 年度以降据え置きにしているという話でしたが、現時点において給料の引き上げを行う要素が見つからないと思います。

過去のケースを踏まえ、隔年ではなくて、今年度の決算状況を踏まえて、来年もう一度開催するという考え方も一つであると思います。

会長： 議会において現在の経済状況も踏まえ、特別職について、また、一般職も同様に、期末手当を 0.05 か月分引き下げるという考えも示されています。

委員： 今回話し合いを行っている内容を、特別職の月額給料や報酬に反映されるタイミングはいつになるのでしょうか。

事務局： 今回の審議会の話については、3 月市議会に諮って、4 月から施行となります。

委員： 他市において審議会を開催している状況等は確認できていますか。

事務局： 他市の決定内容については確認できていませんが、11 月上旬に開催している自治体もあるし、開催しない自治体もあると聞いています。人事院勧告が遅く、これから審議会を開催する自治体もあるため、状況を確認します。

委員： 本市の特別職には地域手当が課されていない状況にあります。他市のように地域手当が課されているのであれば、下げないと市民が納得しないと思うので、下げざるを得ない状況にあると思われま

一方で、他市の状況が分からないと調整のしようがないという部分もあります。今回だけ特別に地域手当の分だけ期間限定で下げるとすることもこの会議で決めるのですか。

事務局： 地域手当について説明させていただきます。以前は「調整手当」という形で一般職及び特別職に支給されていましたが、平成 18 年度に一般職の調整手当が廃止されたのに合わせて、特別職の調整手当についても廃止しまし

た。

しかしながら、調整手当の廃止によりその分を減額すると、県下における

水準と比較した場合に低額になってしまうということで、市長、副市長の調整手当相当分を上乗せする改定を行っております。

資料4ページについて平成18年度の欄を見ていただきますと、市長及び副市長については4.28%、教育長については5.30%の増額改定を行ったことが示されています。

あくまで審議会のご意見を伺ったうえで答申を行うものであり、この場で決定するものではありません。

委員：豊川市としては、人事院勧告に基づいて一般職員に対する地域手当の率等を定めています。特別職に対する地域手当も、廃止したうえで上積みしているとなると民間準拠の考え方で設定していることになるのですか。

事務局：基本的にはそういった考え方で進めております。

委員：それは他市においても、地域手当は人事院勧告で改定があった場合には上積みや削減の改定を行うものですか。

事務局：各自治体において協議を行っているので詳細については分かりませんが、原則としてそういった考え方で進めているものと想定されます。

委員：近隣市の地域手当が気になります。豊橋市が3%から1%に下げられて、一方で田原市が0%から6%に上げています。これも人事院勧告に倣って実施しているかがどうかよく分かりませんが、どのように捉えたら良いのでしょうか。

事務局：地域手当の率については人事院勧告に基づいて地域ごとに率が定められています。

豊橋市については、国からの指定で3%となっていたものについて、一般職は平成27年度から1%ずつ上げていき、平成30年度には6%となりましたが、毎年1%ずつ下げています。

特別職においては、3%の指定を受けていたにも関わらず、0%としていましたが、毎年1%ずつ上げて、平成30年度には3%としましたが、その後毎年1%ずつ下げていくこととなり、今年度においては1%、来年度におきましては0%になると伺っております。

委員：ということは、人事院勧告の内容をそのまま当てはめていくということではないということですか。田原市はどうなんですか。

事務局：個別の内容については確認しておりません。推測ではありますが、人事院勧告において6%の指定を受けておりますので、勧告に倣ったものにしていくと推測します。

委員：民間企業であれば、企業の財政状況で賞与の金額は上下します。上部団体において出した数字を参考にして、自社の業績等を配分するという考え方がありますので、人事院勧告がそういうものにあたりと捉えています。

一般に働く者にとって雇用自体が不安な状況となっている中で、どれだけ下げると市民の皆さんが納得できるかというのは、分かりかねる状況です。

ひとつに他市との比較は重要であると捉えますが、豊川市民としてい

に納得できるのかというところが重要になるのではと思います。

地域手当があるのであれば、その数字が表面に出ることとなりますが、それが隠れているということであればその部分はいかななものかと思いません。

事務局：初めて会議に参加される方も見えられるので、改めて地域手当について簡単に説明をさせていただきます。端的な説明となりますので、語弊についてはご容赦いただきたく思います。

一般職の給料額については、概ね国家公務員の給料表に準じています。

国家公務員であると全国様々な地域へ転勤することとなりますが、赴任先において、物価水準等に差があるため、同じ給料額であっても赴任先によって職員の負担の度合いが変わってくるようになります。

それに対する平準化を図るため、地域ごとに率を定めた地域手当を導入し、以前の赴任先と新たな赴任先における物価等の経済状況の不均衡による負担に対して是正を図ることとなります。

地域手当については、概ね10年間を目途として見直しが行われますが、直近では平成27年に指定されたときに、豊川市においては6%の指定を受け、豊橋市については3%、田原市については6%の指定を受けました。

では、人事院勧告通りにしなければいけないかということ、その判断は自治体で行われることとなり、豊川市は国に準拠した6%を採用していますが、豊橋市のように国からの指定によらず、自治体が独自に上積みを行っているところもあります。

一般職については給料表の格差を是正するためのものであり、物価等の違いを見る指標となるものでありますので、特別職の動向を見るためのものからは切り離して考えています。

ただし、自治体それぞれの判断のもとで、率を増やしたり、減じていたり、あるいは本市のようにそもそも計上していないといったところもあり、その点については各自治体において考え方に違いがあるものと捉えています。

会長：前回の会議において、手当は給料ではないということを仰られておりました。ただし、それを給料に盛り込んだということとなると、賞与にもそれが含まれた中で影響してくるということとなるのでしょうか。

事務局：今までの流れでいうと年収額を踏まえたいうえでのご審議をお願いすることとなります。

委員：初めてこの会議に参加させていただきましたが、民間であれば決算を踏まえての判断となりますが、なぜこのタイミングで開催するのですか？

事務局：多くの自治体の本審議会を開催するタイミングといたしまして、一般職の人事院勧告が出た後で開催しています。

会長：リーマンショックの時のように開催はするものの、場合によっては翌年度も開催し、改めて、ご意見をいただくこととなるということもあるかもしれません。ただ、これまでの通例として一般職の人事院勧告のタイミングに合わせているということでもあります。

委員：4ページの表の平成18年度の4.28%の増額と、平成22年度の0.37%の減額について今一度確認をさせていただきますか。

- 事務局 : 平成 18 年度については、一般職の調整手当分がなくなることに伴いまして特別職の調整手当分を減額しましたが、県下における水準と比較した際に低くなってしまったため、経済状況等も踏まえ、ご意見をいただく中で調整手当分を上乗せする中で、総収入額は引き下げることとしました。
平成 22 年度においては、リーマンショックによる経済状況を踏まえ、通常であれば隔年による開催であるところを、前年に引き続きご審議をいただき、減額することが適当であるという答申をいただき減額しました。
- 委員 : 月額給料について国で 0.3% 下げなさいということでこの数字となったのですか。
- 事務局 : 国の特別職を 0.3% 下げることが適当であるという人事院勧告の判断を踏まえ、豊川市における経済状況等も踏まえこの数字が適当であると判断しました。
- 委員 : 国で示してくるということは珍しかったですね。
- 委員 : 国は人事院勧告で民間に準拠するというので、一般職に対してこういった勧告を行ったということではありませんか。特別職について答申は行っていないのではないですか。
- 委員 : 5 ページの平成 21 年度の答申の内容の箇所に「以上の要素を総合的に勘案し、国会議員及び国の特別職と同様にマイナス 0.3% を基に引き下げることが適当である。」とあるので特別職に言及しています。
- 委員 : 特別職は政治的にしたのか、それとも人事院勧告を踏まえて決定したのかどちらなのか。総理大臣や国会議員は人事院勧告を踏まえて決定するということですね。
- 事務局 : 仰られる通りで、人事院勧告については一般職であり、特別職についてはその内容に盛り込まれていないものとなります。
今回豊川市の 0.05 か月分引き下げるといった内容については、国の特別職の法案において、0.05 か月分引き下げられるといった内容が提案されている点を踏まえて 12 月議会において上程しています。
国の特別職においては、一般職の中でも局長等指定職について引き下げられているので、その点を踏まえて決定されたものと思われま。
- 委員 : 人事院勧告において、特別職が示されることはないが、国がそういうことをやっているから本市においても取り入れたということではないですか。
国が経済動向を踏まえこのような形になったから、本市においてもそのように進めるといった意見が出されて実施したものと思われま。
- 事務局 : 仰られているとおりであると思います。国会で 0.3% 引き下げるという法案が出た際にそういった対応を行ったものと思われま。
- 会長 : 過去の経緯を確認することができました。ありがとうございました。他にご意見はありますか。

委員： コロナ禍ということで民間では不景気な状況となっています。それを考えた点について結果として出せると良いと思っています。

初めての参加であるため、過去の経緯は分からない部分もありますがそういうことは感じています。

委員： 一般市民が納得できる方針を出したいと思っています。決算の資料がないと決められないところもあるので、来年度も開催していただき、決算の数値等も踏まえて判断を行いたいと考えています。

会長： 今回第1回目でありましたが、今回分かったことは資料の20ページにあります人事院勧告の状況を踏まえて、期末手当について一般職及び特別職ともに0.05か月分の引き下げを行う方向で進めているという状況が分かったわけでございます。

また、月額分については平成22年度から変わっていないという状況、決定に当たっては他市の状況や経済状況、財政力等も踏まえ考えていくという点も分かりました。

コロナウイルス感染症の状況が分かれば一番良いわけではありますが、まだ想定外の部分もあると思われまので、そこは最終的には市の決算を見ながら考えるというのも方向であると思っています。

今回いただいた資料及び説明に対しまして確認したいところがございますか。

《特になし》

今回は第1回目でもありますので、さらに深掘した議論を進めていきたいと思うとともに、追加の資料の要望等がありましたらご希望をいただき、最終的な方向性を見出したいと思っています。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、次回以降の審議会開催について、皆さんの都合もお聞きしながら日程調整をしてみたいと思います。

スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 2回目の開催につきまして、今回の話し合いの議事録を事務局で作成し、委員の皆様へ送付いたしますが、委員の皆様においてご意見等をお考えいただく期間も踏まえ、12月21日（月）午前10時からの開催をご提案させていただきたいと思っております。

会長： それでは、皆様のご都合がよろしければ、次回は12月21日（月）の開催とさせていただきますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、次回は、12月21日（月）午前10時から開催させていただきます。

必要な場合には第3回目についても開催させていただくことが考えられます。おそらくこの段階になると答申書を提出することになるかと思いますが、そちらを踏まえて日程を調整させていただきたいと思っております。

事務局 : 日程でございますが、1月20日(水)の午前10時からとさせていただきます
と思いますが、いかがでしょうか?

《異議なし》

会 長 : それでは1月20日(水)の午前10時からとさせていただきます
ので、よろしくお願いいたします。
その他、事務局から連絡事項等がありますか。

事務局 : はい、本日はご審議ありがとうございました。今後、議事録を作成し、皆様
にご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長 : 以上をもちまして、本日の日程を終了とさせていただきます。スムーズな進
行にご協力いただき、誠にありがとうございました。
次回もどうぞよろしくお願いいたします。